

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方  
（検討課題等）（3）

## 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（検討課題等）（3）

### 第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

#### 考えられる制度の概要

- 改善更生のために社会内における働き掛けが必要な者について、検察官が、起訴猶予を前提として、一定の守るべき事項を設定した上で、一定期間、保護観察官が指導・監督を行う制度を設ける。
- 対象とする被疑者の選定及び守るべき事項の設定は、必要に応じて、少年鑑別所の調査機能を活用することとする。

#### 【検討課題】

##### 1 趣旨等

- 趣旨及び目的
  - ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ、確実な更生を担保すること
- 相当性
  - ・ 裁判所による犯罪事実の認定を経していない者に対して働き掛けを行う制度とするものの相当性

##### 2 対象者等

- 想定される対象者や事案

##### 3 制度の枠組等

###### (1) 守るべき事項の設定

- 内容
  - ・ 対象者が再犯に及ばずに健全な社会生活を送るために一般的に遵守すべき事項
  - ・ 犯行の背景となっている特性や問題性を改善するために対象者が履行すべき事項
- 対象者の選定や守るべき事項の設定のための調査
  - ・ 調査（調査結果）と捜査（証拠）の関係
- 手続
  - ・ 設定方法
  - ・ 被疑者の同意の要否（要するとする場合の根拠）
  - ・ 検察官以外の機関の関与
  - ・ 弁護士（弁護士）の関与
- 不服申立て
  - **A案** 不服申立て制度を設ける
    - ・ 必要性及び相当性
    - ・ 不服申立て先

- ・ 不服申立ての理由
- B案 不服申立て制度を設けない
- 設定すべき守るべき事項の内容の基準の可否

(2) 指導・監督

- 指導・監督の方法
  - ・ 保護観察官による指導・監督の在り方
- 期間
  - A案 6月から1年程度の期間とする

B案 6月より短い期間とする

(3) その他

- 期間の満了の効果
  - ・ 公訴提起を禁止することの可否・当否
- 守るべき事項に違反した場合にとり得る措置

4 少年鑑別所の調査機能の活用の在り方

- 調査の方法及び内容
- 調査の時期